

令和3年度当初予算編成方針

【国の動向】

政府は、本年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、新型コロナウイルス感染症拡大による我が国への影響は甚大であり、正に国難というべき局面に直面し、様々な分野における経済活動に影響を及ぼし、休業者が大幅に急増する中において、雇用情勢は極めて厳しい状況にあるとしている。

そのような中において、国民の生命・生活・雇用・事業をしっかりと守り抜くことが最重要の責務であるとし、今般の感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを社会変革の契機と捉え、少子高齢化や東京一極集中などの積年の課題を解決するとともに、「新たな日常」を実現すべく、国と地方一体でのデジタル化に取り組み、将来の人口構造の変化に対応した持続可能な地方行政制度を構築することを目指すとされている。

また、内閣府の令和2年9月の月例経済報告によると、日本経済の基調判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」と分析しており、先行きについても「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。」としている。ただし、「国内外の感染症の動向」や「金融資本市場の変動等の影響」に注視する必要があるとも分析しており、新型コロナウイルス感染症が多方面に影響を及ぼし、不安定な要素が多い状況にある。

【町の財政状況と財政見通し】

本町の財政状況は、令和元年度一般会計の決算において、実質収支が約3億2千万円の黒字となったものの、歳入では、町税が前年度に比べ約7千万円の減額となり、地方交付税などの財源に依存する形となっている。

歳出では、義務的経費が前年度に比べ約1千5百万円の増、物件費や補助費等で構成する一般的経費が約7億8千万円の増となり、経常収支比率は96.4%と3.1ポイント上昇し、財政構造の硬直化が進んでいる。

令和3年度の歳入見通しであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、地価の下落等が続く中における固定資産税の評価替えが実施されること

により町税の大幅な減収が見込まれる上、地方交付税についても、その財源となる所得税や法人税等の減収による減額が見込まれるなど、歳入面において非常に厳しい状況が予想される。

歳出面においても、新型コロナウイルス感染症へ対応するための新たな財政需要とともに、人件費の増加、社会保障費の増加、施設の維持管理・改修費用等により義務的経費や經常経費の増加が見込まれる上、認定こども園建設や長寿命化関係事業など大規模事業が複数年に渡り実施及び予定されており、令和3年度も多くの予算が投入されることが見込まれる。

限りある財源を有効に活用し、将来にわたって健全な財政運営を進めるため、全ての職員が町の財政状況を認識し、全庁的な視点を持って、財源の確保及び経費の見直しや事業の選択と集中による歳出のスリム化・重点化を図っていく必要がある。

【令和3年度予算編成の基本方針】

新型コロナウイルス感染症拡大は、町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、本町の財政運営に対しても、感染防止対策や新しい生活様式への対応など新たな財政需要を発生させ、大きな影響を及ぼしている。

厳しい財政状況下にあっても、町民サービスの質を低下させず、「新たな日常」の実現に向けた取組、さらには町民生活や地域経済を支援する取組について、社会変化を的確に捉え、迅速かつ積極的・戦略的に事業を実施していくことが必要になっている。

令和3年度予算の編成にあたっては、町民生活や社会経済状況、さらには財政状況についても職員一人一人がしっかり認識した上で、どのような対策が必要なのか知恵を出し合って効果的となる取組を進めることとともに、復興期間の終了に伴い、国費や県費を伴う新型コロナウイルス感染症対策事業を除く予算規模は、震災前の60億円弱をベースとし、次のことを基本方針とする。

【基本事項】

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に重点を置いた予算編成

国費や県費を伴う新型コロナウイルス感染症対策事業や国県等補助事業を除き、原則、一般財源の増額を伴う新規事業は認めない。

(2) 徹底した歳入歳出の見直しと事業の選択と集中

すべての事業について、社会経済状況や将来見通し、財政状況等を勘案し、事業の目的やねらい、最終形のイメージを明確にしたうえで、0ベースで原点に立ち返り、事業の「必要性」「緊急性」「優先性」の観点から事業実施時期の検討や見直し、類似事業や費用対効果の低い事業の廃止、統合及び縮小も含め、事業の選択と集中を徹底して行うこと。

(3) 職員定数等の適正化

事業の統廃合、業務の効率化、民間への委託等による業務改善を積極的に実施し、職員定数及び職員配置数並びに会計年度任用職員配置数の適正化を図ること。

(4) 経常的な事務経費

事務事業の必要性を検証のうえ、効率化を図り、経常的な事務経費にかかる一般財源の額を、令和2年度当初予算に対して、課としてマイナス5%で要求すること。

【歳入に関する事項】

(1) 町税

社会経済状況、税制改正等を見極め、的確な年間税収入を見込むこと。

(2) 国庫支出金及び県支出金

国や宮城県の動向を注視し、新たな補助制度の創設や制度改正について積極的な情報収集を行い、事業の継続性を踏まえ財源の確保に努めること。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助制度については、「新しい生活様式」を踏まえた幅広い事業に活用することが見込まれることから、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」を見据え、積極的な活用を努めること。

また、国・県補助金が打ち切られる事業については、真にやむを得ない場合を除き原則廃止とすること。

(3) 町債

事業の目的や効果について、将来にわたる負担が適正かどうかを慎重に判断し、安易な起債は控えること。

(4) その他の収入

各種団体が行う助成制度について情報収集に努め、積極的に活用を検討すること。

また、町が所有する財産の有効活用を検討し、貸付などを積極的に行うとともに、有効活用が困難な公有財産は処分を検討するなど、積極的に収入確保に努めること。

【歳出に関する事項】

(1) 徹底した経費の圧縮や節減

職員一人一人がコスト意識を高め、創意工夫による事業の効率化に取り組み、時間外勤務の縮減、事務費や施設管理経費の節減等に努めること。

また、IoTやAIなど新技術の活用事例等について積極的に情報収集に努め、新たな発想と視点を持って業務の効率化に取り組むこと。

(2) 既存事務事業

すべての事業についてその効果検証を行い、社会経済状況や町民ニーズの的確な把握に努め、費用対効果やニーズの低い事業は、廃止・縮減すること。

(3) 新規事務事業

基本事項にも記載したとおり、国費や県費を伴う新型コロナウイルス感染症対策事業や国県等補助事業を除き、原則、一般財源の増額を伴う新規事業は認めない。

(4) 扶助費

予算の積算にあたっては、安易に伸び率等を使用するのではなく、見込額を精査し、過大な予算要求とならないよう努めること。

(5) 各種団体に対する補助金等

補助基準の明確化を図るとともに、補助の必要性及び効果を検証し、補助の役割を終えたものや効果の低いものは積極的に整理縮小に努めること。

(6) 普通建設事業

長期総合計画実施計画に計上されている事業を基本とし、採択された事業の内示額を上限とすること。

機能や維持管理の効率性に留意し、コスト低減を図るため標準的な仕様とし過大な投資を避けること。

(7) 公共施設等

震災以降各種施設が新規に整備されたことによる維持管理費の増加、施設の老朽化による改修費用の増加が多大な財政負担になることが予想されており、経費の節減や施設の長寿命化を図るとともに、人口減少が進む状況を踏まえ、施設の統廃合を含めた施設のあり方を検討し、適正配置の実現に努めること。

(8) 補助事業

長期総合計画実施計画に計上されている事業を基本とし、採択された事業の内示額を上限とすること。

事業の目的・成果目標・継続性などを踏まえ、中長期的な視点で十分に検討し、真に必要な事業のみ要求すること。

【その他の留意事項】

- 1, 当初予算は年間予算として編成することとし、原則、補正予算は法令若しくは制度の改正等、また、その後に生じた災害等、特別の事由に基づくものに限定すること。
- 2, 早急に解決すべき懸案事項、議会及び監査委員からの指摘・要望事項、予算査定または執行の際に指摘を受けた事項については、十分に検討した上で予算要求すること。
- 3, 課内・班内等で必ず予算案の打合せを課長・班長等と行い、予算要求し、ヒアリングに臨むこと。